

平成30年度 第3回

福島県環境影響評価審査会 議事概要

(平成30年6月12日開催)

1 会議の名称

平成30年度 第3回 福島県環境影響評価審査会

2 日時

平成30年6月12日（火） 午後1時開会 午後4時20分閉会

3 場所

福島県庁 本庁舎3階 総務委員会室

4 議事

- (1) (仮称)大滝山風力発電事業環境影響評価方法書に対する環境影響評価法第10条第1項の意見に係る答申（案）
- (2) (仮称)西郷村台上地区太陽光発電事業環境影響評価方法書に対する福島県環境影響評価条例第11条第1項の意見に係る答申（案）
- (3) (仮称)白河市大信地区太陽光発電所建設事業環境影響評価準備書について（事業者による説明、質疑応答等）
- (4) 福島第一原子力発電所事故処理に係る福島県環境影響評価条例の適用除外について（事業者による説明、質疑応答等）
- (5) その他

5 出席者等

- (1) 環境影響評価審査会
伊藤絹子委員、稲森悠平委員（審査会長）、遠藤菜緒子委員、木村勝彦委員、齊藤貢委員、山本和恵委員、由井正敏委員、井上正専門委員、須藤隆一専門委員 以上9名
- (2) 事務局
生活環境部次長（環境共生担当）塩見俊夫、環境共生課長 菅原加代子、副課長兼主任主査 鴨田美奈子、主任主査 國分作裕、副主査 新村博、副主査 小島央 以上6名
- (3) 傍聴者
一般 7名、報道機関1名

6 議事内容

○開会

○議事録署名人の選出

稲森会長が山本委員、由井委員を指名し、全会一致で了承された。

○議事

- (1) (仮称)大滝山風力発電事業環境影響評価方法書に対する環境影響評価法第10条第1項の意見に係る答申（案）

審査会委員等からの意見をふまえて作成した答申案について、資料に基づき事務局から説明を行った。委員からの修正意見をもとに内容を修正し、修正案の了承については会長一任とされた。

(由井委員)

1 総括的事項、(2)について。福島県下の緑の回廊は関東森林管理局の管轄であり、県内の多くの国有林を緑の回廊に設定していると聞いています。

本事業において非常に問題なことは、対象事業実施区域の東側の尾根に緑の回廊の狭隘部が存在しており、この場所に風力発電機を設置する計画であることです。よってこの場所に風力発電機を設置してほしくないということです。

また、風力発電機の設定には取り付け道路が必要ですが、自然度の高い植生ではない伐採地や既存道路脇の人工林には道路を通してもよい場合もあると考えますが、緑の回廊の核心部分に風力発電機も含めて設置することが非常に好ましくないと考えます。以上の内容を当該文章で表現したいと思います。

さらに保安林について、福島県庁としての取り扱いは不明ですが、「4 地形・地盤について、(1)」では「土砂流出防止対策について十分に検討すること」と書かれており、土砂災害の危険がある区域を除外する旨の内容は書かれていません。

もちろん、保安林を除外することが適当だと思いますが、地球温暖化対策の観点から、しっかりとした保全対策が取られるならば保安林を活用することもやむを得ないと思います。

以上の内容を述べるために、次のような文章に手直ししたいと思います。

「対象事業実施区域には、緑の回廊の狭隘部、まとまりのある自然植生、保安林、希少な動植物の生息地、峡谷、治山施設、砂防指定地、地すべり指定区域等が分布し、それらの保全機能の発揮にあたっては、風力発電事業との併存が困難である地域が含まれることから、風力発電機の配置にあたっては、それらの区域を原則除外すること。」

この表現により、緑の回廊の狭隘部を除外すること、保安林の保全機能を阻害する区域を除外することが明記できると思うのですが、いかがでしょうか。

(稲森会長)

事務局はいかがですか。私もこの内容でよいと思います。

(事務局)

事務局も同じ認識ですので、由井委員の意見のとおりとしたいと思います。

(由井委員)

緑の回廊の狭隘部以外や自然度の高い区域以外に風力発電機や取り付け道路を設置した場合、タケノコ取り等のために一般人が入ることや、取り付け道路の側溝に動物の移動を妨げる障壁を設けると動物の生息に影響が出るので、一般人が入らないようにする等の対策が必要であると考えますが、これらは準備書の段階で検討したいと思います。

次に、4ページの「7 動植物・生態系について (3)」について、コウモリ類の衝突を減らすためにカットイン風速を強風側に変換する内容の部分は、この文章でよいです。最近確認した2016年のCurrent Biology Magazineにおいて、2011年の文献で、ヨーロッパではすでに風速を参照しながらコウモリの衝突を抑制する風力発電機が開発されていると書かれていました。

今後、風力発電事業に関する意見には、本内容を反映したいと思います。また事業者には、最新の科学的知見を確認して事業を実施してほしいと思います。

(稲森委員)

次の議題でも取り上げていますが、風力発電事業においても、「事業の持続性について、固定価格買取制度における位置づけを含め健全に事業展開が実行可能であることを明らかにする」内容を、「1 総括的事項」に記載してほしいと考えます。

委員の皆様、いかがですか。

(各委員)

異論なし。

(稲森委員)

それでは本内容を反映してください。以上で本件の審議を終わります。

(2) (仮称)西郷村台上地区太陽光発電事業環境影響評価方法書に対する福島県環境影響評価条例第11条第1項の意見に係る答申(案)

審査会委員等からの意見をふまえて作成した答申案について、資料に基づき事務局から説明を行った。委員からの修正意見をもとに内容を修正し、修正案の了承については会長一任とされた。

(由井委員)

1 総括的事項(3)の「保安林等を極力除外すること」の記載は、(仮称)大滝山風力発電事業の案件で議論した内容と整合を取るようしてください。

また、本件の対象事業実施区域はすでに人の手が入っている場所であり、比較的平坦な場所なので本案の内容でよいと思います。

(事務局)

保安林に関する記載内容は先ほどの御意見をふまえて検討します。

(稲森委員)

よろしく申し上げます。以上で本件の審議を終わります。

(3) (仮称)白河市大信地区太陽光発電所建設事業環境影響評価準備書について(事業者による説明、質疑応答等)

事業者が同準備書の概要説明及び事前に審査会委員から出された質問に対する回答を行った後、質疑応答が行われた。質疑応答の概要は次のとおりであった。

(井上専門委員)

質問18に関して。この地域は汚染状況重点調査地域になっていますが、事業実施区域の外の住宅は除染されたのですか。

(事業者)

既存資料で確認した結果では、住宅は除染作業が完了しています。

(井上専門委員)

準備書131ページに空間線量率の測定結果が書かれているとありますが、具体的な測定地点はどこですか。

(事業者)

具体的な地点図は準備書に示していませんが、対象事業実施区域内の5地点で測定しました。

(井上専門委員)

これだけ広い事業区域で5地点ですか。

(事業者)

この時はそうでした。

(井上専門委員)

空間線量率が0.23マイクロシーベルト/時を下回っているので問題ないとしていますが、土壌中の放射性物質濃度を測定すべきと考えます。

その理由は、工事によって土砂が沈砂池に流入すると、沈砂池の底に放射性物質が蓄積し濃縮され、局所的に放射性物質が高い場所が発生するからです。

また、伐採木やリター層に付着している放射性物質が、廃棄物処理により濃縮する可能性もあります。

いかがですか。

(事業者)

工事施行前に、状況を確認したいと思います。

(井上専門委員)

状況確認後、沈砂池等の放射性物質の濃度が高い場合はどうしますか。

(事業者)

工事の実施に当たっては、沈砂池の状況を確認し、放射性物質が拡散しないようしっかり確認します。調査頻度等は今後、検討します。

(井上専門委員)

現地状況を適切に把握できる複数の地点において、土壌、伐採木、リター層等の放射性物質濃度を測定し、濃度が高い場合の適切な対策を具体的に示してください。

(事業者)

分かりました、具体的な対応を記載します。

(稲森委員)

プルシアンブルーという物質があり、セシウムを吸着する性質があります。もし、放射性物質濃度が高い場所がある場合、プルシアンブルーのような吸着剤を沈砂池に投入すると、外部への流出を抑制できるので参考にしてください。

(事業者)

分かりました、ありがとうございます。

(由井委員)

質問17の森林伐採による二酸化炭素吸収量の減少量について。現地の森林があまり発達していなく樹林数が少ないために、約12トン-CO₂/年という少ない吸収量なのですか。

(事業者)

現地の樹林の成長状況から、樹齢が約30年程度と推定し、林野庁の計算式で計算するとこのような数値になりました。この樹齢ですと、成長度合いが小さくなっているため、二酸化炭素の吸収量も小さくなっていると考えます。

(由井委員)

日本の森林は1ヘクタールあたり5トン程度のCO₂を吸収して成長していくと考えると、本事業での改変面積はどうなりますか。

(事業者)

植生の改変面積は、事業面積全体148ヘクタールと半分の約70ヘクタールです。

(由井委員)

約70ヘクタールの改変面積で、1ヘクタールあたり5トンのCO₂を吸収するとすれば、350トン分のCO₂吸収量になります。この資料に書いてある12トンは少なすぎるように思えるのですが。

(伊藤委員)

私もこの値は少ないように思います。再度確認してください。

(事業者)

分かりました。

(由井委員)

質問12の種子吹きつけについて。法面の崩壊を防ぐために吹き付けると思いますが、平坦地はどうしますか。

平坦地は、自然に雑草が生えてくるのを待ち、背丈が伸びてきたら草刈りをするということですか。

(事業者)

吹きつけは斜面のみを想定しており、平坦地はそのとおりです。

(由井委員)

斜面に吹き付ける種子の種類は何ですか。できれば郷土種を使ってください。

(事業者)

分かりました、検討します。

(稲森委員)

炭酸ガスの吸収についてはしっかり確認してください。この数値が一人歩きしないように留意してください。

太陽光パネルの製造、発電所の建設時に多くのCO₂を排出しているという視点も重要です。

また、148ヘクタールとは1,480,000平方メートルであり、この面積を除草するのは非常に労力がかかります。

土質の調節により、雑草が生えにくくすることが可能ですので参考にしてください。

以上で本件の審議を終わります。

(4) 福島第一原子力発電所事故処理に係る福島県環境影響評価条例の適用除外について (事業者による説明、質疑応答等)

(事業者から福島県環境影響評価条例の適用除外について、資料をもとに説明がなされた。その後、質疑応答がなされ、その概要は次のとおりであった。)

(井上専門委員)

今回の案件は、福島第一原子力発電所敷地内の事故処理作業すべてについて適用除外ということですか。

(事業者)

そのとおりです。事故直後から南側に建設している汚染水タンクも含めて、適用除外を申請するものです。

(井上専門委員)

スライド2ページにある適用除外依頼文書には放射性物質汚染対処特措法

(特措法)の内容が記載されていますが、特措法はそもそも福島第一原子力発電所には適用されないのではないですか。

原子力施設には原子炉等規制法が適用されるのであり、適用除外申請の依頼文に特措法の内容が書かれているのは不適當ではないですか。

(事業者)

スライド5ページでは、実際に行う事業の内容を記載しています。

(井上専門委員)

しかしこの内容も原子炉等規制法に関するものなので、適用除外申請をする根拠が不明確になっていませんか。

(事務局)

原子力施設の廃止に必要な様々な作業が土地の造成事業に該当するという整理で、適用除外申請を行うということです。

また、トリチウムを含む処理水の海洋放出は何も想定できないので、これに関しては今回の適用除外申請事業には含まれません。また、都市計画法上の建築物(作業員の宿泊施設など)が建設される可能性があるので、網羅的に対象事業を把握するために条例の手続きをとるものです。

(井上専門委員)

土地の造成に関して、適用除外申請ということですね。

福島第一原子力発電所の周辺には、日本原子力研究開発機構などが研究施設を建設していますが、これらはどのような扱いになるのですか。

(事務局)

すべて確認したわけではないのですが、福島県環境影響評価条例の用地の造成事業に該当する要件は面積が50ヘクタール以上であり、この規模に該当する事業はないと考えています。

(井上専門委員)

質問8にあります。資料の内容が難解で分かりにくい。地元の方をはじめ、一般の方が発電所の中で行われている作業を理解できるように努力してください。

(稲森委員)

発電所には様々な放射性物質が存在していると思いますが、敷地の外には放射性物質は漏洩しないとお考えですか。

(事業者)

廃炉作業はリスク低減を目的としているもので、放射性物質の漏洩するリスクを極力小さくすることを目標に作業をしています。

(須藤専門委員)

よろしいですか。放射性物質の漏洩に関する議論は最も重要なことですが、ここで決めるべきことは、福島県の条例を適用除外するかどうかなのでその判断をすべきだと思います。

(稲森委員)

適用除外はやむを得ないと思いますが、放射性物質の漏洩リスクを考慮しておくことは重要なことです。

(事務局)

本審査会では適用除外についてやむを得ないという結論となりましたが、本件の最終的な判断は土地造成の観点も含めて別途確認して調整します。

(稲森委員)

分かりました、以上で本件の審議を終わります。

(5) その他

○浪江町酒井地区太陽光発電事業について

(事業者が資料に基づき、福島県環境影響評価条例の第2事業区分届けに係る内容を説明したのち、質疑応答が行われた。)

(須藤専門委員)

住民の帰還意欲を減退させないように、廃棄物の梱包にはフレコンバッグを使わないとのことですが、代わりに何を使うのですか。

(事業者)

発生した廃棄物は事業用地内に一時的に仮置きし、環境省の指示に従ってパッカー車に直接積み込み、処理施設に搬入する予定です。

(井上専門委員)

事業実施区域の土壌の放射性物質濃度はどの程度ですか。

(事業者)

資料を配付していないのですが、事業計画を作るにあたり、昨年8月頃に区域の空間線量率の状況を調査しました。敷地の東側に2.5マイクロシーベルト/時を超える区域が広がっており、最大値が4.17マイクロシーベルト/時でした。

実証実験として、約1,000平方メートルの田んぼで反転耕(深さ10、20、30センチメートル)によりどの程度空間線量率が減少するか確認しました。

10センチメートルの反転耕ではあまり効果がなかったのですが、20、30センチメートルと深くすることにより効果を確認できました。バックホウで30センチメートルの反転耕を行ったところ、地上1センチメートルで53パーセント、1メートル地点で空間線量率が44パーセント減少しました。

放射性物質濃度については、空間線量率が高い地点では土壌中の放射性物質濃度も高い状況でした。

(井上専門委員)

事業実施区域の北側は避難指示区域が解除された地域ですよね。現在、事業実施区域も含めた地域は帰還困難区域になっていますが、今後、区域解除のために国が除染を進めると思います。

この際、事業実施区域は反転耕された後、20年間は地上に太陽光パネルがあるので除染されない状況になりますが、大丈夫なのですか。

(事業者)

浪江町において、事業実施区域は除染していない場所なので、20年後、環境省に除染を求めると聞いています。また、地権者に対しても説明しており、不利益を被らないように計画しています。

(井上専門委員)

地権者には、20年後までは除染しないことについて了解を取るのですか。

(事業者)

はい。事業実施前に書面を交わす予定です。

浪江町酒井行政区としても、土地を有効利用してほしいという考えです。

(須藤専門委員)

地権者には土地の賃料を払うのですか。

(事業者)

地上権設定契約を結び、20年間固定額で毎年賃料を支払います。

(稲森委員)

電気の買い取り金額はいくらですか。

(事業者)

1キロワットあたり24円です。

(井上専門委員)

おそらく数年後には、環境省や復興庁が当該地域の農業も含めた復旧計画を示すと思います。除染しない事業実施区域の影響がないよう、近隣の行政区にも了解を取る必要がありますし、農業用水への影響もないようにしてください。

(事業者)

事業実施区域に用水路の水が入らないように対策をとり、関係機関に説明して了解を頂いています。

(稲森委員)

当審査会では、事業を行う際は必ず土砂が流出しないように沈砂池を作るように意見を述べています。これらについてももしっかり対策してください。

(由井委員)

事業実施区域に生息している希少種をどう扱っていくかについてです。

放射能汚染された場所で繁殖しないようにするのか、野鳥の会などの関係機関と合意しておく必要があるかと思います。この場では決められないですが、考える必要があると思います。

また、鳥類の繁殖期に土地の造成はやらないようにしてください。

(稲森委員)

当該地域では由井先生のお考えでよいと考えます。

本案件の審議はこれで終了とします。

○今後の予定について

各事業における環境影響評価の手続きの今後の予定について、事務局から説明を行った。

○閉会